

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
(新旧対照)

(参考)

改正後	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 目次 前文から第七章まで (略) 第七章のA 電子商取引 第九十六条のA 適用範囲 第九十六条のB 定義 第九十六条のC オンラインの消費者の保護 第九十六条のD 個人情報保護の保護 第九十六条のE 国内規制の枠組み 第九十六条のF 国境を越える情報の流通 第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置 第九十六条のH ソース・コード 第九十六条のI 協力 第八章 (略) 第九章 知的財産
改正前	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 目次 前文から第七章まで (略) 第八章 (略) 第九章 知的財産

第百六条から第百十四条まで	(略)
第百十四条のA 地理的表示	
第百十五条から第百二十三条まで	(略)
第十章 政府調達	
第百二十三条のA 原則	
第百二十三条のB 調達に関する情報	
第百二十三条のC 新たな交渉	
第百二十四条 (略)	
第百二十四条のA 協力	
第百二十五条 (略)	
第十一章から第十四章まで (略)	
第十五章 最終規定	
第百四十九条 (略)	
第百五十条 附属書、付録及び注釈	
第百五十一条から第百五十四条まで (略)	
附属書一 (第二章関係) 第二十条に関する表	
付録A 附属書一第二編第一節7の規定に関連する証明書	
附属書二から附属書十二まで (略)	
前文 (略)	

第百六条から第百十四条まで	(略)
第百十五条から第百二十三条まで	(略)
第十章 政府調達	
第百二十四条 (略)	
第百二十五条 (略)	
第十一章から第十四章まで (略)	
第十五章 最終規定	
第百四十九条 (略)	
第百五十条 附属書及び注釈	
第百五十一条から第百五十四条まで (略)	
附属書一 (第二章関係) 第二十条に関する表	
附属書二から附属書十二まで (略)	
前文 (略)	

第一章 総則

第一条 (略)

第二条 一般的定義

1 この協定の適用上、

(a) から(f)まで (略)

(g) 「議定書」とは、二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書をいう。

(h) 「貿易関連知的所有権協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

(i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条から第十条まで (略)

第十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第五章まで、第七章のA及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成

第一章 総則

第一条 (略)

第二条 一般的定義

1 この協定の適用上、

(a) から(f)まで (略)

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条から第十条まで (略)

第十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第五章（第六十六条を除く。）まで及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込

す。

注釈

両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること及び同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2

第五章から第七章のAまでの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（その注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈

両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

3

この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a)

締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

まれ、この協定の一部を成す。

2

第五章（第六十六条を除く。）から第七章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げない。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器 弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を
 防護するためにとる措置

注釈 中樞的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にと
る措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つて措置をとることを妨げること。

一方の締約国は、1から3までのいずれかの規定に従つて、第五章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、

3 一方の締約国は、1又は2の規定に従つて、第五章（第十六条を除く。）の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速

に、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第十二条から第十六条まで (略)

第二章 物品の貿易

第十七条から第二十五条まで (略)

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) (略)

(b) この章の規定に関連する問題（統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。）について討議すること。

注釈 両締約国は、各締約国が統一システムの改正の後

やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

4 第九章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条から第十六条まで (略)

第二章 物品の貿易

第十七条から第二十五条まで (略)

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十五条の規定に従って設置される物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) (略)

(b) この章の規定に関連する問題について討議すること。

に附属書一の表に定める関税の譲許を実質的に変更することなく自国の関税率表の更新を行うこと及び当該更新が第百五十二条に定める改正を構成するものでないことを了解する。	(c)から(e)まで	(略)
第二十七条	(略)	(略)
第三章から第六章まで	(略)	(略)
第七章 自然人の移動	(略)	(略)
第九十二条から第九十四条まで	(略)	(略)
第九十五条 要件及び手続	(略)	(略)
1から3まで	(略)	(略)
4 一方の締約国は、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請であつて、第九十二条の規定の対象となる他方の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものの処理を、不当に遅滞することなく行う。	(略)	(略)
5 締約国の権限のある当局は、入国の許可及び一時的な滞在の許可についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。	(略)	(略)

(c)から(e)まで	(略)	(略)
第二十七条	(略)	(略)
第三章から第六章まで	(略)	(略)
第七章 自然人の移動	(略)	(略)
第九十二条から第九十四条まで	(略)	(略)
第九十五条 要件及び手続	(略)	(略)
1から3まで	(略)	(略)

6	各締約国は、要請があつた場合には、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請を受理した後合理的な期間内に、申請者に対して次の事項を通知する。
(a)	申請の受理
(b)	申請の処理状況
(c)	申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）
7	各締約国は、入国及び一時的な滞在又は一時的な滞在に係る期間の更新に関し、自国の法令に従い、要件（必要とされる書類を含む。）を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努める。
	第九十六条（略）
	第七章のA 電子商取引
	第九十六条のA 適用範囲
1	この章の規定は、電子商取引に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。
2	この章の規定は、政府調達については、適用しない。
3	この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該他の章の規定が優先す

第九十六条

（略）

る。

第九十六条のB 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(b) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、対象者には、附属書七第一節2(a)(ii)及び(iii)に定義する「金融サービス提供者」及び「公的機関」を含まず、また、金融機関を含まない。

(i) 一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の第五十八条(f)に定義する「投資財産」

(ii) 第五十八条(h)に定義する「他方の締約国の投資家」

(iii) いずれかの締約国の第七十七条(q)に定義する「サービス提供者」

(c) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(d) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

第九十六条のC オンラインの消費者の保護

- 1 | 両締約国は、消費者が電子商取引を行うに当たり、当該消費者を詐欺的な又は誤認させる行為から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。
- 2 | この条の規定の適用上、詐欺的な又は誤認させる行為とは、消費者に実害をもたらす詐欺的な若しくは誤認させる行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的な若しくは誤認させる行為をいい、次の行為を含む。
 - (a) | 重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であって、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの
 - (b) | 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
 - (c) | 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落しを行う行為
- 3 | 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為か

ら当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持する。

- 4 両締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

第九十六条のD 個人情報の保護

- 1 両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びに当該個人情報を保護することの電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認める。

- 2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための法令を制定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。

- 3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。

- 4 各締約国は、自国が電子商取引の利用者に提供する個人情報

報の保護に関する情報を公表すべきである。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。

(a) 個人が救済を得ることができる方法

(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

5 各締約国は、個人情報保護のために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識し、このような異なる制度の間の一貫性を促進する協力の発展を奨励すべきである。当該協力には、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その区域内における当該協力に関する情報を交換するよう努め、及び当該協力又は両締約国間で一貫性を促進する他の適当な取決めを拡大するための方法を探求する。

第九十六条のE 国内規制の枠組み

各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。

第九十六条のF 国境を越える情報の流通

1 両締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

2 いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。

注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令（二千十九年政令第七十一号）又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のため及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。

3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものでないことを条件とする。	(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。	4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。	第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置 1 両締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の規制上の要件（通信の安全及び秘密を確保することとを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認識する。	2 いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。	注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的な
---	-----------------------------------	---	---	--	-----------------------------------

システム及び取引の運用に関する政令（二千十九年政令第七十一号）又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のため及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができ。	3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。	(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものでないことを条件とする。	(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。 4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有さ
--	---	---	---

当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。 (d) 産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。 (e) 電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。	2 両締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力を行うよう努める。	第八章 (略) 第九章 知的財産 第百六条 一般規定	1及び2 (略) 3 各締約国は、次の国際協定の締約国でない場合には、自国の必要な手続に従い、その締約国となるよう努める。	(a) から(c)まで (略) (d) 千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定	第百七条から第百十一条まで (略) 第百十二条 特許
		第八章 (略) 第九章 知的財産 第百六条 一般規定	1及び2 (略) 3 各締約国は、次の国際協定の締約国でない場合には、自国の必要な手続に従い、その締約国となるよう努める。	(a) から(c)まで (略)	第百七条から第百十一条まで (略) 第百十二条 特許

1から7まで (略)	8 各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人又は特許権者が、自国の法令に従って特許を十分かつ効果的に取得し、及び行使することを確保するため、審査の決定前及び特許の付与後の合理的な期間、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正することができることを定める。
注釈 この8の規定は、当該特許出願が、自国の国語以外の言語で行われ、かつ、その後自国の国語に翻訳された場合又は当該特許出願が、自国の国語以外の言語で記載された一若しくは二以上の先の出願であつて優先権の主張の基礎となるものに基づき自国の国語に翻訳され、かつ、自国の国語で行われた場合について適用する。	第百十三条 意匠 1 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。各締約国は、意匠が既知の意匠と著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定める。各締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠
1から7まで (略)	第百十三条 意匠 1 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。各締約国は、意匠が既知の意匠と著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定める。

については、その保護が及んではないことを定める。 2から5まで (略)	6 各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。	7 各締約国は、1及び3の規定に基づいて構成部品（構成部品が複合製品の元の外観を回復するための修理を目的として使用されるか否かを問わない。）に意匠の保護を与えることを確保する。ただし、当該構成部品の意匠が登録されている場合に限る。	第百十四条 (略) 第百十四条のA 地理的表示	1 各締約国は、自国の法令に従って地理的表示を保護するため、十分に効果的な手段を確保する。	2 この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合に、当該商品が締約国の区域又はその区域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。
---	--	--	---------------------------------------	--	---

2から5まで (略)

第百十四条 (略)

3 | 両締約国は、地理的表示に関し、貿易関連知的所有権協定第二十三条の規定の適用を妨げることなく、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) | 商品の特定又は提示において、商品の地理的産地について公衆を誤認させるような方法で、問題となっている商品が真正の産地以外の地理的領域を産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(b) | 千八百八十三年三月二十日にパリで署名された工業所有権の保護に関するパリ条約（その改正を含む。）第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

4 | 各締約国は、真正の産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、利害関係を有する者に対し、少なくともぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料及び農産品を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を産地としない同一又は同種の商品に使用されることを自国の区域内において防止するための法的手段を確保する。

注釈 1 | 各締約国は、この 4 に規定する義務に関し、第百

二十条の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

注釈2 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注釈3 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

注釈4 この4の規定の適用上、「同種の商品」とは、締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品に関連して、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品をいう。

5 両締約国は、地理的表示の相互承認に関する協定を締結するよう努める。

6 両締約国は、自国の地理的表示の保護に関する情報（対象となる制度、手続及び商品に関する情報を含む。）を交換することができる。

第百十五条及び第百十六条 （略）

第百十五条及び第百十六条 （略）

第百十七条 不正競争行為	
1 及び 2 (略)	
3 特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。 (a) から (d) まで (略)	
(e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為	
4 次の行為も、不正競争行為として禁止することができる。 (a) 及び (b) (略)	
(c) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為	
5 (略)	
第百十八条 (略)	
第百十九条 国境措置に係る権利行使	
1 各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由	
第百十七条 不正競争行為	
1 及び 2 (略)	
3 特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。 (a) から (d) まで (略)	
4 次の行為も、不正競争行為として禁止することができる。 (a) 及び (b) (略)	
(c) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為	
5 (略)	
第百十八条 (略)	
第百十九条 国境措置に係る権利行使	
1 各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由	

を有する権利者が、行政上又は司法上の権限のある当局に対し、当該不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう申立てを提出することができ、各締約国は、当該申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

注釈 締約国は、権利者が自己の有効な商標権又は著作権を自国の税関当局に登録することができる記録制度を定めることにより、この1、3及び4に定める義務を履行することができる。

2 | 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の税関当局が、権

を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続を採用する。

2 | 1の規定に基づく輸入に関する停止の場合、輸入者及び権利者は、当該停止について速やかに通知を受ける。1の規定に基づく輸出に関する停止の場合、輸出者及び権利者は、当該停止について速やかに通知を受ける。

3 | 各締約国は、例外的な場合を除くほか、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の積戻しを許容しないことを確保する。

利者に対し、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、物品に関する記述、物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について通知する権限を有することを定める。

3 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、自国の税関当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができ、手続を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、権利者が、自国の税関当局に対し、この条に定める国境措置の実施に資することのある情報を合理的な期間内に提供することができることを確保する。

5 各締約国は、1及び3に定める手続の開始の後合理的な期間内に、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを自国の行政上又は司法上の権限のある当局が認定することができ、手続を採用し、又は維持する。

6 各締約国は、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品であると認定した物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えない

ような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

注釈 この6の規定の適用上、「権限のある当局」には、司法当局を含めることができる。

7 各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第二百二十条 民事上の救済に係る権利行使

1 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2 締約国の司法当局は、1に規定する損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価（侵害の

第二百二十条 民事上の救済に係る権利行使

1 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知りつつ又は知るべき合理的な理由を有しつつ当該侵害活動を行った者による知的財産権の侵害に起因して当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

対象となった物品又はサービスの価値であつて市場価格によつて評価されるものを含めることができる。）を考慮する権限を有する。

3| 各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するために、必要に応じて自国の司法制度を改善するよう努める。

第二百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使

1| 各締約国は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、集積回路の回路配置利用権、著作権及び関連する権利並びに植物育成者権の故意による商業的規模の侵害に対して、適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

2| 各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の司法当局が不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の生産において使用される材料及び道具の没収又は廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する。

2| 各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するために、必要に応じて自国の司法制度を改善するよう努める。

第二百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、集積回路の回路配置利用権、著作権及び関連する権利並びに植物育成者権の故意による商業的規模の侵害に対して、適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第二百二十二条及び第二百二十三条 (略)

第十章 政府調達

第二百二十三条のA 原則

1 各締約国は、両締約国の経済成長を増進させるためにビジネス環境を一層改善するに当たって政府調達が重要であることを認識して、次のことを行うよう努める。

- (a) 政府調達に関する措置の透明性を高めること。
- (b) 政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施すること。

2 調達機関は、次の(a)及び(b)の要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により政府調達を実施する。

- (a) 利益相反を回避すること。
- (b) 腐敗した慣行を防止すること。

第二百二十三条のB 調達に関する情報

各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であつて自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を、公衆に広く周知され、かつ、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面において、速やかに公表する。

第二百二十三条のC 新たな交渉

第二百二十二条及び第二百二十三条 (略)

第十章 政府調達

一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。		一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスを増大させることを目的として、それぞれの政府調達の制度に関する理解を高めるために協力する。	
第百二十四条 情報の交換		第百二十四条 A 協力	
1	(略)	3	一方の締約国は、議定書の効力発生の日に、他方の締約国に対し、2に規定する自国の連絡部局を通報する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の連絡部局の変更を通報する。
2	各締約国は、この章の規定に関する全ての事項について両締約国間の連絡、情報の交換、協力及び協議を円滑にするため、連絡部局を指定する。	2	1の規定に基づく情報の交換は、次の政府当局を通じて円滑にするものとする。
第百二十四条 情報の交換		第百二十四条 情報の交換	
1	(略)	1	(a) 日本国については、外務省
2	各締約国は、この章の規定に関する全ての事項について両締約国間の連絡、情報の交換、協力及び協議を円滑にするため、連絡部局を指定する。	2	(b) インドネシアについては、国家開発企画庁（BAPPE NAS）
第百二十四条 情報の交換		第百二十五条 政府調達に関する小委員会	
1	(略)	1	(略)
2	小委員会における締約国政府の代表者の構成に関する自国	2	小委員会における締約国政府の代表者の構成に関する自国

の決定は、第二百二十四条2に規定する自国の連絡部局によつて円滑にするものとする。	の決定は、前条2に規定する自国の政府当局によつて円滑にするものとする。
第十一章から第十四章まで (略)	第十一章から第十四章まで (略)
第十五章 最終規定	第十五章 最終規定
第四百九条 (略)	第四百九条 (略)
第五百十条 附属書、付録及び注釈	第五百十条 附属書及び注釈
この協定の附属書及び付録並びにこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。	この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。
第五百十一条 (略)	第五百十一条 (略)
第五百十二条 改正	第五百十二条 改正
1及び2 (略)	1及び2 (略)
3 2の規定にかかわらず、改正が次に掲げる附属書のみに係る場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。	3 2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書三のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
(a) 附属書一 (改正が、統一システムの改正に伴う改正であつて、同附属書の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。)	
(b) 附属書二	
(c) 附属書三	

第百五十三条及び第百五十四条 (略)

附属書一(第二章関係) 第二十条に関する表

第一編 一般的注釈

1 第二十条の規定の適用に当たっては、次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) から(g)まで (略)

(h) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(i) (略)

(j) 表の4欄に「E0」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日に撤廃する。

(k) 表の4欄に「E3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l) 表の4欄に「E5」を掲げた品目に分類される原産品の

第百五十三条及び第百五十四条 (略)

附属書一(第二章関係) 第二十条に関する表

第一編 一般的注釈

1 第二十条の規定の適用に当たっては、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) から(g)まで (略)

(h) 日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(i) (略)

関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(m) 表の4欄に「E7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(n) 表の4欄に「E10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(o) 表の4欄に「E15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(p) 表の4欄に「D2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの二回の毎年均等な引下げにより、二パーセント削減する。

(q) 表の4欄に「D5」を掲げた品目に分類される原産品の

	関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの五回の毎年均等な引下げにより、五パーセント削減する。 (r) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(i)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
2	(略)
3	次編第二節及び第三編第二節における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編第三節及び第三編第三節における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
3 A	次編第三節に規定する日本国の表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であつて同編第二節に規定する日本国の表に定めるものに優先する。
3 B	第三編第三節に規定するインドネシアの表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であつて同編第二節に規定するインドネシアの表に定めるものに優先する。
4	この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編第二
	(j) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(i)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
2	(略)
3	この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
4	この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編第二

節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節の各締約国の表の3欄に定める税率であつて、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 1(a)から(g)までの規定の適用上、一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) 1(h)及び(j)から(q)までの規定の適用上、一年目の引下げは、議定書の効力発生の日に行う。

(c) その後の毎年の引下げは、この編(当該引下げが日本国の表に関するものである場合に限る。)及び次編については毎年四月一日に行い、この編(当該引下げがインドネシアの表に関するものである場合に限る。)及び第三編については毎年一月一日に行う。

6 この編及び次編の規定(この編の規定については日本国の表について適用される場合に限る。)の適用上、「年」とは、
(a) 一年目については、次の期間をいう。

(i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに次編第一節1、4及び5並びに第二節の規定の適用上、この協定の

節及び第三編第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であつて、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、この編及び次編については毎年四月一日に行い、この編及び第三編については毎年一月一日に行う。

6 この編及び次編の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間	(ii) この編の1(h)及び(j)から(o)まで、5(b)並びに8並びに次編第一節2、3、6及び7並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間	(b) その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。	7 この編及び第三編の規定（この編の規定についてはインドネシアの表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、	(a) 一年目については、次の期間をいう。	(i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに第三編第一節（2 A及び15 Aの規定を除く。）及び第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間	(ii) この編の1(h)、(l)、(p)及び(q)、5(b)並びに8並びに第三編第一節2 A及び15 A並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間
----------------------------	--	---	--	-----------------------	---	--

7 この編及び第三編の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b) | その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節及び第三編第一節に定める一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。第一段の規定にかかわらず、次編第一節に定める合計割当数量に関しては、第一段の規定に従って減ぜられた合計割当数量が一年目において議定書の効力発生の前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、当該既に適用されている合計割当数量を一年目の合計割当数量とする。この8の規定の適用上、次編第一節及び第三編第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から7までの規定に定める条件は、インドネシアから輸入されるインドネシアの原産品であって、次節及び第三節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から6までの規定に定める条件は、インドネシアから輸入されるインドネシアの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1	(略)	2 (a)	関税割当ては、次の規定に従って行う。
(i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年四千メートル・トンとする。	(ii) 及び (iii) (略)	3 (a) (b)	(略)
	(i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年八百メートル・トンとする。	3 (a) (b)	(略)
(i) 一年目から五年目までの合計割当数量は、毎年千メートル・トンとする。	(ii) 及び (iii) (略)	3 (a) (b)	(略)
	(iv) 両締約国は、五年目において、第二十条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。	(i) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。	(A) 一年目については、百メートル・トン (B) 二年目については、百五十メートル・トン (C) 三年目については、二百メートル・トン (D) 四年目については、二百五十メートル・トン (E) 五年目については、三百メートル・トン
(ii) 及び (iii) (略)	(略)		

(b) (略)	4 及び 5 (略)	6 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。	(i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年三万メートル・トンとする。 (ii) 及び (iii) (略)	(b) (略)	7 表の 4 欄に掲げる区分に従って行われる関税の撤廃は、インドネシア政府がこの附属書の付録 A の規定に従って証明する原産品について適用する。
(b) (略)	4 及び 5 (略)	6 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。	(i) 一年目から五年目までの合計割当数量は、毎年二万五千メートル・トンとする。 (ii) 及び (iii) (略) (iv) 両締約国は、五年目において、第二十条 2 の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i) に規定する合計割当数量を適用する。	(b) (略)	(iv) 両締約国は、五年目において、第二十条 2 の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。

第二節 (略) 第三節 前節の表に定める関税に係る約束を修正する日本国の表 (表については省略)	付録A 附属書一第二編第一節7の規定に関連する証明書	1 附属書一第二編第一節7の規定の適用上、関税率表番号第一六〇四・一四号に分類される原産品であつて、同編第三節に規定する日本国の表の5欄に「7」を掲げたものについては、同附属書の規定に基づく関税上の特惠待遇のために品目証明書(輸出締約国によつて発給された品目証明書であつて、当該原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料によつて製造されたことを証明するもの)を添付する。	2 輸出締約国の発給当局によつて発給された漁獲証明書は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、1に規定する品目証明書として用いられる。 (a) 産品を特定する詳細の欄に次の情報が含まれること。 (i) 1に規定する原産品が分類される品名であつて、附属
---	-----------------------------------	--	---

第二節 (略)

書一第二編第三節に規定する日本国の表の2欄に定めるもの	(ii) 仕入書の番号及び日付	(b) 1に規定する原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことを証明すること。	3 1に規定する品目証明書については、第二十七条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に定める細目を適用するものとする。	4 (a) 輸入締約国の権限のある当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、1に規定する品目証明書が真正なものであるか又は当該品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請があつた場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。	(b) 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、附属書一及びこの付録の規定に基づく関税上の特惠待遇を与えないことができる。	(i) 輸出締約国の権限のある当局が、(a)の規定に基づく輸
-----------------------------	-----------------	---	---	---	---	--------------------------------

入締約国の権限のある当局からの要請を受領した日の後 九十日以内に回答しない場合	(ii) 輸出締約国の権限のある当局により(a)の規定に従って 提供された情報が、証明書が1に規定する品目証明書で あることを判断するのに十分でない場合	5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、議定書の 効力発生から五年を経過した後、この付録の規定について見 直しを行う。	附属書二から附属書七まで (略) 附属書八(第六章関係) 第八十一条に関する特定の約 束に係る表	第一編 日本国の特定の約束に係る表 注釈 1から4まで (略)	5 各分野に共通の約束に規定する条件及び制限は、分野ごと に行う特定の約束における全ての分野について適用する。各 分野に共通の約束に規定する条件及び制限と分野ごとに行う 特定の約束に規定する条件及び制限とが抵触する場合には、 その抵触の限度において、各分野に共通の約束に規定する条
			附属書二から附属書七まで (略) 附属書八(第六章関係) 第八十一条に関する特定の約 束に係る表	第一編 日本国の特定の約束に係る表 注釈 1から4まで (略)	

件及び制限が優先する。	I 各分野に共通の約束
(表については省略)	II 分野ごとに行う特定の約束
(表については省略)	附属書九 (第六章関係) 第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表
(表については省略)	第一編 日本国の表
附属書十 (第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束	附属書十 (第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束
第一編 日本国の特定の約束	第一編 日本国の特定の約束
第一節 (略)	第一節 (略)
1 第二節 インドネシアの企業内転勤者 次の(a)から(c)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、五年までの期間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。	1 第二節 インドネシアの企業内転勤者 次の(a)から(c)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間又は三年間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。
(a)及び(b) (略)	(a)及び(b) (略)

		(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。 (i) から (iii) まで (略) (iv) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの
2	注釈 (略) 1 (c) (iv) に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 に規定する自然	
		(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。 (i) から (iii) まで (略) (iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの (v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの
2	注釈 (略) 1 (c) (iv) 及び (v) に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 に規定す	

人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 インドネシアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、五年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) から (c) まで (略)

第四節 自由職業サービスに従事するインドネシアの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するインドネシアの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、五年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) から (j) まで (略)

第五節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事するインド

る自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 インドネシアの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) から (c) まで (略)

第四節 自由職業サービスに従事するインドネシアの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するインドネシアの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) から (j) まで (略)

第五節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事するインド

ネシアの自然人 1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に該当する業務活動（日本国の出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事しようとするインドネシアの自然人については、五年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。 (a) 物理学、工学その他の自然科学又は法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動 (b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動 2 1(a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人	ネシアの自然人 1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動に従事しようとするインドネシアの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。 (a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの (b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの 2 1(a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する
---	---

が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動という。

第六節 日本国にある公私の機関との間の個人的な

契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人

1 次の(a)から(g)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、四回を超えてはならない。）¹、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であつて、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ若しくはそれ以上の学位を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。

(略)

(c) | (b) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了し

自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第六節 日本国にある公私の機関との間の個人的な

契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人

1 次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）¹、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であつて、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者であること。

(略)

(b)

た者であること。

(d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

(e) 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。

(f) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「看護師」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 日本語の語学研修を含む六箇月間（両締約国が別段の合意をする場合を除く。）の研修の課程を履修する活動

(ii) （略）

ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて病院を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であって、日本国政府によりインドネシア政府に対し通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

(g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)か

(c) 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。

(d) 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「看護師」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動

(ii) （略）

ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて病院を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であって、日本国政府によりインドネシア政府に対し通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

		ら(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。	
		注釈 1	(略)
		注釈 2	この 1 に規定するインドネシアの自然人は、この 1 の規定に基づく最長の期間まで日本国に滞在するときは、通常の状況においては、出願に基づき及び日本国の法令に従い、「看護師」としての資格を得するための国家試験を最大五回まで受けることができる。
注釈 3		(略)	
2		次の(a)から(g)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、四回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。	
(a)		次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する者であること。	
(i)		(略)	
(ii)		インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得した者	
(iii)		(略)	
(b)		(略)	

		注釈 1	
		(略)	
		注釈 2	この 1 に規定するインドネシアの自然人は、この 1 の規定に基づく最長の期間まで日本国に滞在するときは、通常の状況においては、出願に基づき及び日本国の法令に従い、「看護師」としての資格を得するための国家試験を最大三回まで受けることができる。
注釈 3		(略)	
2		次の(a)から(d)までの要件を満たすインドネシアの自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。	
(a)		次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する者であること。	
(i)		(略)	
(ii)		インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者	
(iii)		(略)	
(b)		(略)	

- (c) | インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。
- (d) | 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。
- (e) | 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。
- (f) | 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「介護福祉士」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。
- (i) | 日本語の語学研修を含む六箇月間（両締約国が別段の合意をする場合を除く。）の研修の課程を履修する活動
- (ii) | （略）
- ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて介護施設を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりインドネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行わ

- (c) | 日本国政府が指定する日に日本国に入国しようとする者であること。
- (d) | 日本国における一時的な滞在の間に、日本国の法令に基づいて「介護福祉士」としての資格を取得することを目的とする次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。
- (i) | 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程を履修する活動
- (ii) | （略）
- ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づいて介護施設を設立している日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の厚生労働省によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりインドネシア政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような機関がない場合には同省が紹介したものに限る。）との間の個人的な契約に基づいて行わ

れることを条件とする。 (g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。	れることを条件とする。
3及び4 (略)	3及び4 (略)
5 日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(f)(ii)又は2(f)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(c)若しくは(f)(i)又は2(c)若しくは(f)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。	5 日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(d)(ii)又は2(d)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(d)(i)又は2(d)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。
6 日本国政府は、1(c)及び(f)(i)並びに2(c)及び(f)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア政府に対し通報する。	6 日本国政府は、1(d)(i)及び2(d)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア政府に対し通報する。
7 1(f)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(f)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(f)、2(f)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。	7 1(d)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(d)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(d)、2(d)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。
8 (略) 第二編 インドネシアの特定の約束	8 (略) 第二編 インドネシアの特定の約束

第一節から第三節まで (略) 第四節 インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する 日本国の自然人 インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、インドネシアにおける一時的な滞在の間に、インドネシアの関係法令に従って物理学、工学その他の自然科学又は経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する知識を必要とする業務活動に従事しようとする日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。 (以下略)	第一節から第三節まで (略) 第四節 インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する 日本国の自然人 インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、インドネシアにおける一時的な滞在の間に、機械技術者、電気技術者などの業務活動に従事しようとする日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間を超えてはならず、かつ、五回を超えてはならない。）、入国及び一時的な滞在が許可される。 (以下略)
--	--

